

第二十二回国会
衆議院

商工委員會議録 第二二号

昭和三十年三月二十四日

首藤 新八君 長谷川四郎君
山手 満男君 内田 常雄君
前田 正男君 永井勝次郎君
中崎 敏君

昭和三十年三月二十五日(金曜日)

午後一時三十七分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事長谷川四郎君 理事山手 満男君

理事内田 常雄君 理事前田 正男君

理事中崎 敏君

秋田 大助君

菅 太郎君

鈴木周次郎君

小平 久雄君

片島 浩君

田中 武夫君

菊地泰之輔君

出席國務大臣

通商産業大臣

國務大臣

出席政府委員

經濟審議政務次官

通商産業政務次官

通商産業事務官

委員外の出席者

通商産業事務局

官(重工業局長)

車庫課長

專門員 谷崎 明君

專門員 越田 清七君

專門員 田地寺四松君

專門員 菅田清治郎君

三月二十四日

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○田中委員長

これより會議を開きます。日程に入ります。國政調査承認要求の件についてお諮りいたします。衆議院規則第九十四条によりまして、常任委員会は會期中に限り、議長の承認を得てその所管に属する事項について國政に関する調査をすることができるとなっております。なお、議長の承認を求めるには、その調査する事項、目的、方法及び期間等を記載し、書面を議長に提出しなければなりません。つきましては、委員長の手元において作成をいたしました要求書の案文がありますので、これを朗讀いたします。

國政調査承認要求書、調査する事項、一、日本經濟の総合的基本施策に関する事項、二、国土総合開発に関する事項、三、電氣及びガスに関する事項、四、鉄業、鉄鋼業、鐵道工業、化学工業、機械工業、その他一般工業及び特許に関する事項、五、通商に関する事項、六、中小企業に関する事項、七、私的独占禁止及び公正取引に関する事項。調査の目的は、一、日本經濟の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため、二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため、調査の方法は、小委員会設置、関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等、調査の期間は、本會期中であります。以上に対し御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長

御異議なしと認めます。それではさよう決定いたします。この際通商産業大臣及び經濟審議庁長官より発言を求められております。これを許可いたします。石橋通商産業大臣。

○石橋國務大臣

ちよつとごあいさつ申し上げます。第二次鳩山内閣ができまして、私が引き続いて通商産業大臣を務めることになりました。かねて御承知のように、通商産業関係の問題はなかなか容易ならざる難問題が山積しております。いわゆる快刀乱麻を断つようなわけにはいかないことに苦慮いたしているわけでありまして、どうぞ皆さんの御協力、御指導によりまして、何とか日本の通商産業政策を、健全なかつ発展的なものにしたいと存じます。それから、どうかよろしく願ひいたします。(拍手)

○田中委員長

高橋經濟審議庁長官。高橋國務大臣。私、經濟審議庁長官の職務を引き受けることになりました。ただいま通産大臣の申し上げました通り、衆議院の商工委員会の仕事は非常に重要な仕事と存じます。また日本經濟全体にわたります上においても一番重要だと思ひます。私どもでもできるだけ皆様の御指導によって努力いたしたいと存じます。どうかよろしくお引き立てを願ひたいと思ひます。ただ一言お願い申し上げますことは、エカフェの會議が開かれました。二十七日から私、日本代表として出席いたさねばなりません。國際會議でございますから、どうしても礼儀上出なければならぬ場合がございます。相なるべくは私は議會に出たいと存じておりますけれども、万一の場合は、幸いに私どもの政務次官の田中君がおりますから、どうかよろしく願ひいたします。(拍手)

○田中委員長

次に經濟審議政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。田中經濟審議政務次官。

○田中(龍)政府委員

今回はからずも經濟審議政務次官の大役を仰せつかりました。まことに浅学非才な者でございますが、どうかよろしく願ひいたします。(拍手)

○田中委員長

次に、昨日本委員会に付託になりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審議に入ります。その趣旨の説明を求めます。石橋通商産業大臣。

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。附則第五項中「昭和三十年三月三十一日」を「昭和三十年六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○石橋國務大臣

ただいま議題になりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

第十九国会におきまして制定せられました自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、補助金等の臨時特例等に関する法律が一カ年間の限時法として成立いたしましたのに歩調を合せまして、本年三月三十一日までの限時法として成立した次第であります。昭和三十年度におきまして、補助金等は前年度に引き続いて整理する方針をもつて目下具体的な検討を行なっております。自転車競技法等の臨時特例に関する法律が効力を失いますと、何らかの善後措置を講じなければ、基本法たる自転車競技法等の目的が達せられなくなる場合が考えられるのであります。この問題につきましては、自転車競技法等及びその特例法の立案の経緯にかんがみまして、いずれ今国会中に

本格的に御審議いただけるものと期待いたしております。しかし、それには相当の日数を要すると考えられますので、とりあえず、暫定予算の期間中は、補助金等の臨時特例等に関する法律と同様に、現行の臨時特例法を延長する措置をとりまして、一時的に法律と予算との矛盾から生ずると予想されます無用の混乱を防止する必要があると考えられますので、この法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

○田中委員長 これより本案について質疑に入りますが、ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。本案に対する質疑は次会に延期し、本日はこの程度にいたし、散会いたします。

午後一時四十七分散会